

ガバナンス・コンプライアンス整備に 向けた基本規程

特定非営利活動法人釜ヶ崎支援機構

大阪市西成区萩之茶屋一丁目5番4号
06(6630)6060(代)

ガバナンス・コンプライアンス整備に向けた基本規程

（前文）

特定非営利活動法人釜ヶ崎支援機構（以下、この法人という。）は、ガバナンス・コンプライアンス整備に向けて次の基本的事項を定め、この法人のすべての役職員は、これを遵守するものとする。

第1章 評議員会の運営に関する規程

（議決）

第1条（議決） 評議員会の議事は、定款及び倫理規定に規定するもののほか、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第2章 役員の報酬等に関する規定

（報酬等の支払方法）

第2条 常勤の役員に対する報酬等は、各事業年度に支給する報酬等の総額を12で除した金額を毎月25日に、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。

第3章 事務処理

（事務の決裁）

第3条 事務に関する事項は、原則として担当者が文書によって立案し、各部の管理者及び事務局長の決裁を受けて施行する。ただし、重要な事務は、理事長の決裁を経なければならない。

（代理決裁）

第4条 理事長、事務局長が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、決裁権者があらかじめ指定する者が決裁することができる。
2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

（規程外の対応）

第5条 本規程以外の事務局に関する事項で、文書に関する事項は、別に「文書管理規程」に定める。

第4章 附則

（細則）

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

（改 廃）

第7条 この規定の改廃は、事務局長の立案、理事長の承認にて行う。

この規程は、令和2年5月1日から施行する。